

岡山県企業局災害対策要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県災害対策実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に基づき、企業局における災害対策に関する基本的事項を定めることにより、電気及び工業用水道事業（以下「局事業」という。）に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、防災に関する必要な対応を実施し、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努め、速やかに被災施設等の復旧を図ることを目的とする。

(局本部の設置)

第2条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、局事業の健全な運営に影響を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施するために必要であると認めたときは、岡山県企業局災害対策本部（以下「局本部」という。）を設置するものとする。なお、この場合において、岡山県災害対策本部規程第2条の規定に基づく岡山県災害対策本部（以下「県本部」という。）が設置されたときは、局本部はこれに吸収されるものとする。

(局本部の廃止)

第3条 管理者は、局事業の健全な運営に影響を及ぼす災害の発生するおそれが解消したとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね完了したと認めたときは、局本部を廃止するものとする。

(局本部の任務)

第4条 局本部は、岡山県地域防災計画及び県実施要綱並びに本要領の定めるところにより、概ね次に掲げる災害応急対策を実施するものとする。

- 一 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- 二 災害対策の連絡調整及び広報に関すること。
- 三 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- 四 中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定に関すること。
- 五 その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。

(局本部の組織)

第5条 局本部は、別表第1に掲げる構成員をもって組織するものとする。

(局本部構成員の職務)

第6条 局本部の構成員は、次の各号に掲げる職務を遂行するものとする。

- 一 本部長は、局本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
- 二 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 本部長は、本部長及び副本部長を補佐し、局本部の任務を遂行する。
- 四 班長は、本部長の命を受け、班の事務を掌理する。
- 五 班員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

2 局本部の各班の所掌事務は別表第2のとおりとする。

(事務所本部の設置及び廃止)

第7条 発電総合管理事務所長及び工業用水道事務所長（以下「所長」という。）は、所管施設の健全な運営に影響を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施するために必要であると認めたとき、若しくは管理者から設置を指示されたときは、発電総合管理事務所又は工業用水道事務所（以下「事務所」という。）に事務所災害対策本部（以下「事務所本部」という。）を設置するものとする。なお、この場合において、局本部が設置されたときは、事務所本部はこれに吸収されるものとする。

2 所長は、所管施設の健全な運営に影響を及ぼす災害の発生するおそれが解消したとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね完了したと認めたときは、事務所本部を廃止することができるものとする。ただし、前項に規定する管理者の指示により事務所本部を設置したときは、施設課長に協議のうえ、管理者の承認を得るものとする。

3 事務所本部の運営に関して必要な事項は、所長が別に定めるものとする。

(現地調査員)

第8条 本部長は、必要に応じて事務所又は現地若しくはその両方へ本局の職員を現地調査員として派遣し、情報の収集に充てるものとする。

(防災体制)

第9条 災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、迅速かつ的確な防災活動を実施するため、企業局が執るべき防災体制は、注意体制、警戒体制及び特別警戒体制（以下「警戒体制等」という。）並びに非常体制とし、警戒体制等及び非常体制を執るべき時期及び内容については、別表第3のとおりとする。

(配備員等)

第10条 局長及び所長（以下「局長等」という。）は、あらかじめ所属職員のうちから複数名を配備員に指名し、警戒体制等における所要配備員の確保を図るものとする。

2 局長等は、あらかじめ所属職員のうちから複数名を緊急初動班1次班員又は2次班員の別に指名し、地震・津波災害における緊急初動要員の確保を図るものとする。

3 局長は、あらかじめ施設課の班長以上の職にある職員のうちから優先順位を付して複数名を指名し、危機管理チーム設置要綱に基づく危機管理チーム会議構成員（施設課長）の代理者の確保を図るものとする。

4 非常体制においては、原則として全職員がそれぞれの勤務箇所で配備に就くものとする。ただし、災害発生時の規模等の状況等により管理者若しくは局長等から特別の指示があった場合は、これによるものとする。

5 道路状況等により前項の規定による勤務箇所に配備することが困難な職員は、可能な限り速やかに所属長に状況を報告し、その上で配備すべき新たな勤務箇所の指示を仰ぐものとする。なお、所属の上司を含めて全く連絡が付かないときは、原則として自主判断により、他の勤務箇所へ配備するものとする。

6 施設課長は、県が非常体制を執った場合、本局で配備に就いている施設課職員のうちから1名を集中配備室配備員に指名し、県の非常体制が解除となるまでの間、集中配備室への派遣を継続するものとする。

(情報の収集及び伝達)

第11条 総務企画課長、施設課長及び所長（以下「所属長等」という。）は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報の収集及び伝達に努めるものとする。

(連絡系統)

第12条 情報伝達のための連絡系統は、一般勤務者の勤務時間内（以下「勤務時間内」という。）、一般勤務者の勤務時間外（以下「勤務時間外」という。）及び配備員を配備し警戒体制等又は非常体制を執っているとき（以下「体制配備中」という。）に区分して定めるものとし、別表第4のとおりとする。

2 施設課長は、あらかじめ所属職員のうちから複数名を災害連絡要員に指名し、勤務時間外における危機管理課との初動連絡系統の確保を図るものとする。

(通信手段の確保)

第13条 所属長等は、災害時の情報通信手段の確保のため、日頃から行政系ネットワーク、一般加入電話、携帯電話及び業務用無線等の適切な運用管理及び整備等を行うものとする。

2 災害時優先機能を付加する一般加入電話及び携帯電話については、その所在や電話番号を適切に管理し、関係職員への周知徹底を図るものとする。

(災害応援要員)

第14条 所属長等は、所属職員をもってそれぞれの災害対策に当たるものとするが、所属職員のみでは要員に不足が生じる場合は、次の各号に定める事項を記載した書面をもって、局長に応援要員の派遣を要請するものとする。

- 一 応援を要する期間及び職種別必要人員
- 二 活動内容及び活動場所
- 三 その他必要な事項

2 局長は、前項の要請を受けたときは速やかに他の関係する所属長等と調整し、応援要員の派遣を行うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、局事業の災害対策の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則（平成24年 3月28日企局第922号）
（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

(要領の廃止)

2 岡山県企業局災害対策要領（昭和62年3月31日岡山県企業局何定め）は、廃止する。

附 則（平成26年 4月 1日企局第75号）

(施行期日)

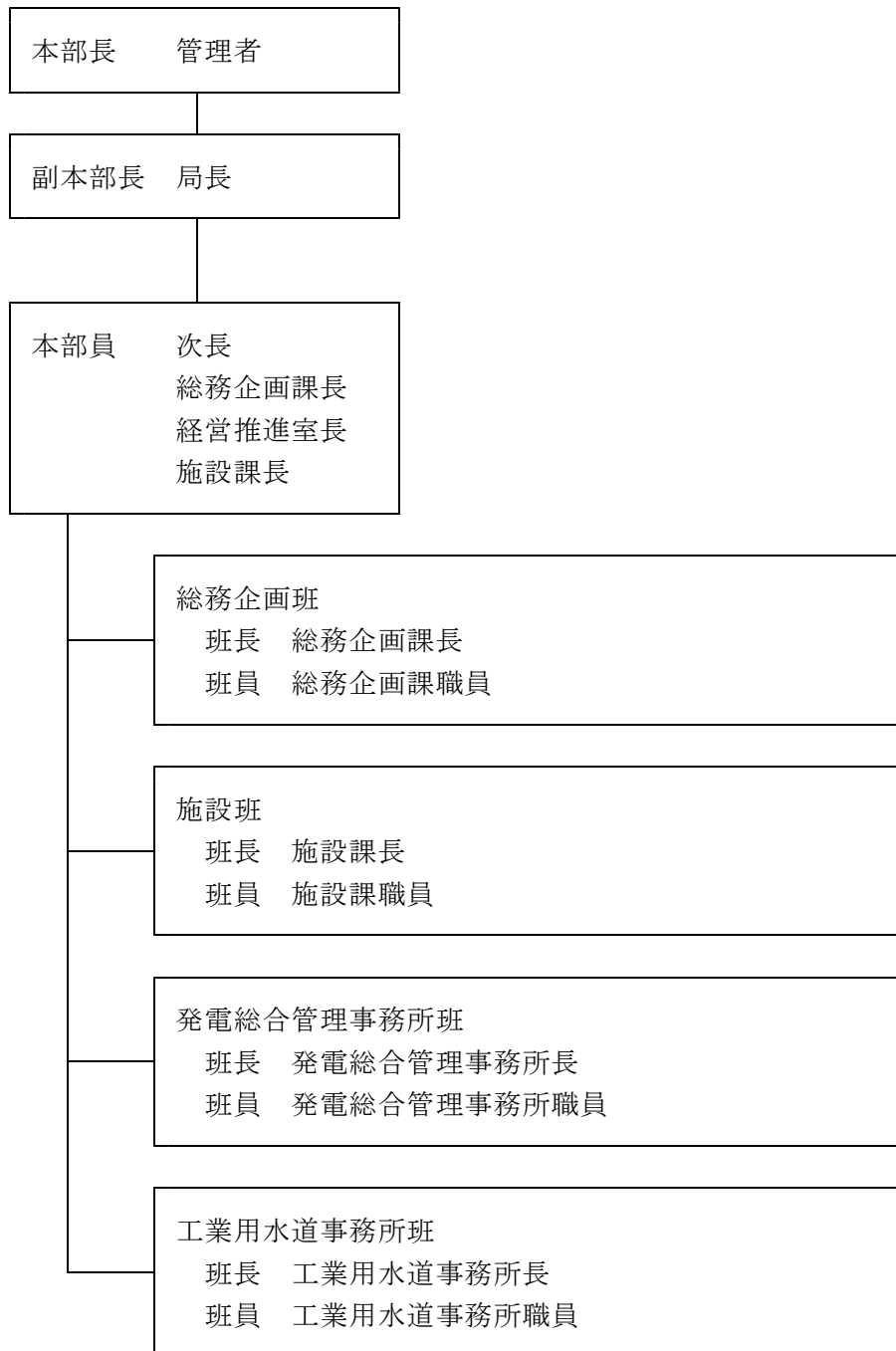
1 この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 4年 3月 4日企局第674号）

(施行期日)

1 この要領は、令和 4年 3月 4日から施行する。

別表第1 (第5条関係)



別表第2（第6条関係）

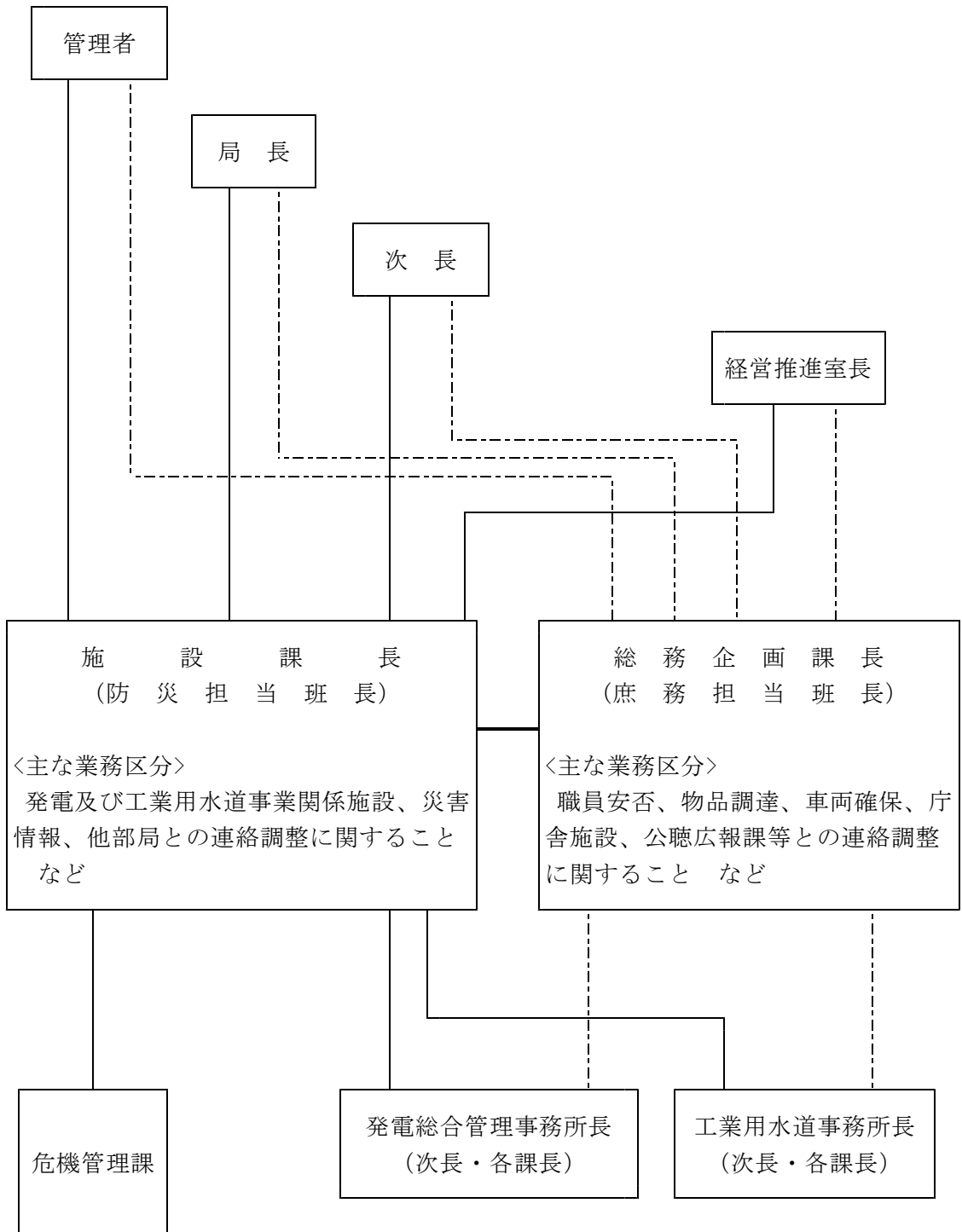
区 分	所掌事務
総務企画班	<ol style="list-style-type: none">1 物品の調達及び車両の確保に関する事。2 職員の安否及び被災状況の確認に関する事。3 庁舎及び庁舎設備等の災害状況調査、応急措置及び原状回復等に関する事。4 公聴広報課等との連絡調整に関する事。5 関係企業への緊急連絡に関する事。6 受水企業への緊急経営支援に関する事。7 その他庶務に関する事。
施設班	<ol style="list-style-type: none">1 職員の召集及び配置に係る調整に関する事。2 発電施設及び工業用水道施設の災害状況調査、応急措置及び原状回復等に関する事。3 局本部の運営に関する事。4 危機管理チーム会議への対応に関する事。5 災害情報及び災害報告の取り纏めに関する事。6 気象情報等の収集に関する事。7 他部局との連絡調整に関する事。
発電総合管理事務所班	<ol style="list-style-type: none">1 発電施設の災害応急措置及び原状回復等に関する事。2 発電施設の災害情報及び災害報告の取り纏めに関する事。3 発電施設に係る気象情報等の収集に関する事。
工業用水道事務所班	<ol style="list-style-type: none">1 工業用水道施設の災害応急措置及び原状回復等に関する事。2 工業用水道施設の災害情報及び災害報告の取り纏めに関する事。3 工業用水道施設に係る気象情報等の収集に関する事。

別表第3（第9条関係）

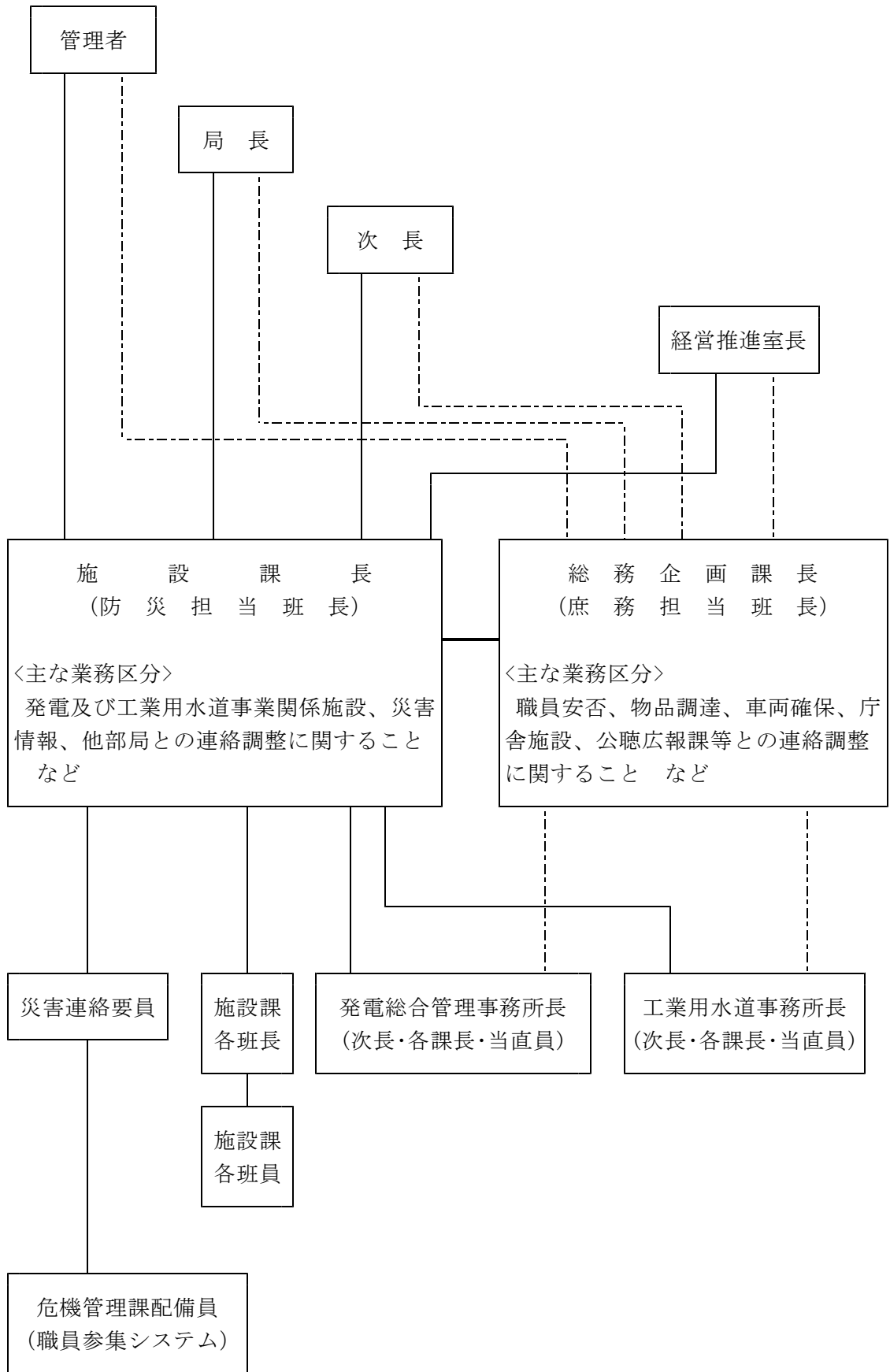
種別	内 容	時 期
注意 体制	<p>本局、発電総合管理事務所及び工業用水道事務所のうち、特に関係する箇所には所要人員を配備し、若しくは発電総合管理事務所又は工業用水道事務所の当直員により、情報収集、連絡活動を行い、状況によっては更に上位の体制に迅速に移行し得る体制とする。</p>	<p>別紙1 危機管理 配備体制による</p>
警戒 体制	<p>本局、発電総合管理事務所及び工業用水道事務所のうち、特に関係する箇所には所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに上位の体制に迅速に移行し得る体制とする。</p>	
特別 警戒 体制	<p>本局、発電総合管理事務所及び工業用水道事務所のうち、特に関係する箇所には所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行し得る体制とする。</p>	
非常 体制	<p>① 本局、発電総合管理事務所及び工業用水道事務所のうち、特に関係する箇所には所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急対策を迅速かつ強力に実施するとともに、災害の規模等に応じて他の箇所の応援を得るなどして十分な人員を配備した体制とする。</p> <p>② ①に関わらず、県内で震度5強以上の地震を観測した場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合又は県下広範囲に甚大な被害が発生した場合は、原則として全員配備とする。ただし、管理者は災害の規模等を確認の上、配備人員等について適宜の指示をすることができる。</p>	

別表第4 (第12条関係)

1 勤務時間内



2 勤務時間外



3 体制配備中

